

蕨市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人ひとりが互いの人権を尊重しながら、多様性を認め合い、個性と能力を發揮して自分らしく活躍できる社会の実現を目指すため、性自認や性的指向に係る性的少数者の自由な意思を尊重するパートナーシップ・ファミリーシップの届出について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 双方又はいずれか一方が、性自認や性的指向に係る性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている又は継続的な共同生活を行うことを約した関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップの関係にある者が、その一方又は双方の子（養子を含む。）及び親（養親を含む。）と継続的な共同生活を行っている関係をいう。

(届出の対象者)

第3条 パートナーシップ・ファミリーシップの届出をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 市内に住所を有している又は届出の日から3か月以内に市内への転入を予定していること。

2 パートナーシップの届出をすることができる者は、前項の規定に加え、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がいないこと又は届出をしようとする者以外にパートナーシップ若しくはそれに類する関係にある者がいないこと。
- (2) 届出をする者同士が、民法第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができないとされている者同士でないこと。ただし、当事者同士が養子縁組をしている場合を除く。

(届出の方法)

第4条 パートナーシップ・ファミリーシップの届出（以下「届出」という。）をしよ

うとする者は、蕨市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）に署名の上、パートナーシップを形成する2人が揃って職員の前において次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（届出日以前3か月以内に発行されたものに限る。ただし、前条第2号に規定する市内への転入を予定している者は、この限りでない。）

(2) 戸籍全部事項証明書、独身証明書その他の婚姻をしていないことが確認できる書類（届出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

(3) ファミリーシップの届出をしようとするときは、パートナーシップの届出をしようとする者の一方のファミリーシップ対象者であり、生計を一にしていることが確認できる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前条第2号に規定する市内への転入を予定している者は、転入後速やかに住民票の写し等市内への転入を証明する書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により届出書を提出した者に対し、届出書を提出した者が本人であることを確認するため、個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書その他市長が適当と認める書類であって、本人の顔写真が貼付されたものの提示を求めるものとする。

4 届出をしようとする者は、届出をしようとする者のうち一方の立会いがやむを得ない理由により困難であると市長が認めるときは、委任状を作成し、届出書に第1項各号の書類を添付して提出することができる。

（受理証明書等の交付）

第5条 市長は、届出書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、蕨市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書（様式第2号）及び蕨市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード（様式第3号）（以下「受理証明書等」という。）に、届出書の写しを添えて当該届出をした者（以下「届出者」という。）に交付するものとする。

（受理証明書等の再交付）

第6条 届出者は、当該受理証明書等を紛失し、又は破損したときは、蕨市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等再交付申請書（様式第4号）を市長に提出し、その再交付を受けることができる。

（届出内容の変更）

第7条 届出者は、次の各号のいずれかに該当するときは、蕨市パートナーシップ・ファミリーシップ届出内容変更届（様式第5号。以下「内容変更届」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 届出者に氏名の変更があったとき。
- (2) 届出者が市内で転居したとき。
- (3) ファミリーシップを解消するとき。
- (4) ファミリーシップを結ぶ者を追加するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、届出内容に変更が生じたとき。

2 内容変更届には、次の各号に掲げるときに応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 前項第1号に該当するとき 氏名の変更があった者の戸籍個人事項証明書
- (2) 前項第2号に該当するとき 転居した者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (3) 前項第4号に該当するとき 届出者の一方のファミリーシップを結ぶファミリーシップ対象者であり、生計を一にしていることが確認できる書類又は市長が必要と認める書類

3 市長は、内容変更届の提出があったとき（第1項第3号に該当する場合を除く。）は、変更後の受理証明書等を当該届出者に交付するものとする。

（受理証明書等の返還）

第8条 届出者は、次の各号のいずれかに該当するときは、蕨市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等返還届（様式第6号）を市長に提出し、受理証明書等を返還しなければならない。

- (1) パートナーシップを解消したとき。
- (2) 届出者の一方が死亡したとき。
- (3) 届出者の一方が受理証明書等の返還を希望するとき。
- (4) 第3条の対象者でなくなったとき（転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により届出者の一方が一時的に市外に転出した場合を除く。）。

（無効となる届出）

第9条 次の各号のいずれかに該当する届出は、無効とする。

- (1) 届出者の一方又は双方にパートナーシップを形成する意思がないとき。
- (2) 届出書等の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第3条の規定に反するとき（転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により

届出者の一方が一時的に市外に転出した場合を除く。)

- (4) 第4条第2項の規定に反して、市内への転入を証明する書類を提出しないとき。
- 2 市長は、第1項の規定により無効とした届出(以下「無効届出」という。)に係る受理証明書等の交付番号(受理証明書等ごとに付与された番号をいう。)を公表することができる。
- 3 市長は、無効届出の届出者に対し、交付した受理証明書等を返還させるものとする。

(通称名の使用)

- 第10条 この要綱に基づく届出その他手続には戸籍上の氏名と併せて通称名(氏名以外の呼称であって、社会生活上通用している氏名をいう。以下同じ。)を使用することができる。
- 2 前項の規定により通称名の使用を希望するときは、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を届出及び届出内容の変更時に提示するものとする。

(周知等)

- 第11条 市長は、届出の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民及び事業者への周知及び啓発に努めるものとする。

(委任)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係) (略)

様式第2号(第5条関係) (略)

様式第3号(第5条関係) (略)

様式第4号(第6条関係) (略)

様式第5号(第7条関係) (略)

様式第6号(第8条関係) (略)